

市第 116 号議案

横浜市道路占用料条例の一部改正

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年3月横浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

5,200 円	を	5,100 円	に、
3,600 円	を	3,500 円	に、
4,900 円		4,800 円	
4,500 円	を	4,400 円	に、
1,900 円		1,800 円	
10,600 円		11,000 円	
4,500 円		4,400 円	
94 円		92 円	
270 円	を	260 円	に、

540 円	を	530 円	に、
940 円		920 円	

2,700 円	を	2,600 円	に、
4,500 円		4,400 円	

5,300 円	を	5,500 円	に、
3,200 円		3,300 円	
4,500 円		4,400 円	

10,600 円	を	11,000 円	に、
3,600 円		3,500 円	

幕（令第 7 条 第 2 号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	を	幕（令第 7 条 第 4 号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	に、

10,600 円	を	11,000 円	に、
5,300 円		5,500 円	

令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,100 円
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設		450 円
令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号	建 築 物	A に 0.012 を乗じて得た額

に掲げる施設及び自動車駐車場	そ の 他 の も の	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.009 を乗じて得た額
令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.012 を乗じて得た額
	そ の 他 の も の		A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる器具			A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 10 号及び第 11 号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A に 0.012 を乗じて得た額
	そ の 他 の も の	A に 0.028 を乗じて得た額	

を

令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,400円
令第 7 条第 3 号に掲げる施設		A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,100円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		440円
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.012 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.02 を乗じて得た額
	そ の 他 の も の	A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	A に 0.012 を乗じて得た額
	そ の 他 の も の	A に 0.009 を乗じて得た額

令第7条第10号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建 築 物	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.02を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の		Aに0.009を 乗じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		Aに0.012を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る も の		Aに0.02を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の		Aに0.028を 乗じて得た額
令 第 7 条 第 1 2 号 に 掲 げ る 器 具			Aに0.028を 乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に設ける もの		Aに0.012を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る も の		Aに0.02を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の		Aに0.028を 乗じて得た額

に改め、同表備考6中「第7条第10号及び第11号」を「第7条第8号及び第13号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

道路占用料を改定する等のため、横浜市道路占用料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市道路占用料条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

別表（第 4 条）

占 用 物 件	単 位	占 用 料
(省 略)		(省 略)
第 三 種 電 柱	1 本につき 1 年	<u>5,100円</u> 5,200円
(省 略)		(省 略)
第 二 種 電 話 柱		<u>3,500円</u> 3,600円
第 三 種 電 話 柱		<u>4,800円</u> 4,900円
(省 略)		(省 略)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物		
(省 略)		
変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1 個につき 1 年	<u>4,400円</u> 4,500円
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,800円</u> 1,900円
広 告 塔	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>11,000円</u> 10,600円
そ の 他 の も の	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>4,400円</u> 4,500円
法第32条第1項 第2号に掲げる		
外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルに	<u>92円</u> 94円
(省 略)		(省 略)
外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		<u>260円</u> 270円
(省 略)		(省 略)

物件	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		つき1年	<u>530円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>920円</u>
	(省 略)			(省 略)
	外径が1メートル以上のもの			<u>2,600円</u> 2,700円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400円</u> 4,500円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(省 略)			(省 略)
	上空に設ける通路			<u>5,500円</u> 5,300円
	地下に設ける通路			<u>3,300円</u> 3,200円
その他のもの		<u>4,400円</u> 4,500円		
(省 略)				
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	(省 略)		
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>11,000円</u> 10,600円
	標 識		1本につき1年	<u>3,500円</u> 3,600円
	(省 略)			
	幕(令第7条第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	(省 略)		
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>11,000円</u> 10,600円
その他のもの		<u>5,500円</u> 5,300円		

令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 作 物			4,400円
		占有面積 1 平方メ	
令 第 7 条 第 3 号 に 掲 げ る 施 設		ートルにつき 1 年	A に 0.028 を 乗じて得た額
令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 及 び 同 条 第 5 号 に 掲 げ る 工 事 用 材 料		占有面積 1 平方メ	(省 略)
令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 事 用 材 料		ートルにつき 1 月	440円 450円
令 第 7 条 第 6 号 に 掲 げ る 仮 設 建 築 物 及 び 同 条 第 7 号 に 掲 げ る 施 設			
令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		A に 0.012 を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る も の		A に 0.02 を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の		A に 0.028 を 乗じて得た額
令 第 7 条 第 9 号 令 第 7 条 第 6 号 に 掲 げ る 施 設 並 びに同条第 7 号 に 掲 げ る 施 設 及 び自動車駐車場	(省 略)		(省 略)
令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及	建 築 物	占有面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	A に 0.02 を 乗じて得た額



及び自動車駐車場	そ の 他 の も の	Aに0.009を 乗じて得た額
令 第7条第11号 第7条第8号 に掲げる応急仮 設建築物	—— トンネルの上又は高架の道路の 上空、 路面下に設けるもの	(省 略)
	上 空 に 設 け る も の	Aに0.02を 乗じて得た額
	(省 略)	(省 略)
令 第 7 条 第 1 2 号 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 器 具		(省 略)
令 第7条第13号 第7条第10号 及び第11号 に掲げる施設	—— トンネルの上又は自動車専用道 上空、 路（高架のものに限る。）の路面下に 設けるもの	(省 略)
	上 空 に 設 け る も の	Aに0.02を 乗じて得た額
	(省 略)	(省 略)

(備考)

(1 から 5 まで省略)

- 6 Aは、近傍類似の土地（令 第7条第8号及び第13号  
第7条第10号及び第11号  
に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地  
条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の  
時価を表すものとする。